

第2部 基本構想

第1章

まちづくりの目標

第2章

施策の大綱（まちづくり目標）

第3章

まちづくり目標推進のために



第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの基本理念

人口減少社会の到来や経済のグローバル化など社会構造が大きく変化する時代においては、経済、社会、環境などさまざまな面から持続可能な地域経営が求められ、これまでの成長志向に基づく取り組みを見直すとともに、相生市の地域資源を活かし、育み、次世代に継承していく必要があります。

本市のまちづくりの基本理念は「人間尊重」です。人と人の絆がつながり、住んでいる人がお互いを尊重するとともに、人と自然の共生を通じて、ふるさとに愛着を持って安心して生活できるようにすることです。

そのためには、海・山に恵まれた自然と

都市機能を活かしながら、多様な地域の特性を大切に魅力ある都市づくりを目指します。

そして、さまざまな分野において、市民と行政のパートナーシップのもと、市民が主体となったまちづくりを大切にします。



第2節 相生市の将来像



いのち輝き
絆でつなぐ
あいのまち

人と人とのつながりが希薄化していく今、地域住民の絆をつなぎ、相手を思いやる気持ちを持ちながら、いきいきと生活できることが大切です。

そのために、恵まれた自然と都市機能を活かしながら、教育、福祉、環境分野など

の取り組みが充実したまちづくりを推進し、豊かな自然環境や地域産業など、本市の持っている資源をより豊かなものにし、未来の世代に引き継ぐ、持続可能な定住性の高いまちづくりを目指すものです。

第3節 目標とする人口

我が国の人口は、平成17年に初めて死亡者数が出生者数を上回り、人口減少社会が到来しました。大都市を除けば、ほぼ全国的に共通した現象で、地方の中小都市にあっては、その減少率は大きくなっています。

本市においても、平成17年に約3.2万人であった人口は、コーホート要因法を用いた人口推計では、平成32年には約2.7万人となると見込まれ、本市が魅力あ

る都市づくりを目指すためには一定の人口確保が必要です。

このため、本計画の推進により、便利で快適な都市基盤を構築するとともに、安全で豊かな人間関係のうえに成り立つ安心して暮らせる定住性の高いまちづくりを行い、目標年度である平成32年度においても、現状の人口規模である3.2万人を維持することを目標とします。

第4節 まちづくりの基本目標



第5節 都市空間形成の基本方向

土地利用ゾーン

【みどりのゾーン】

良好な自然環境と歴史・文化を、環境学習・生涯学習・健康づくりの場として活用するとともに、自然との調和を保ちつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導し、地域の活性化を図ります。

【まちのゾーン】

計画的な都市施設整備、オープンスペースの確保などにより、快適な住環境や良好な市街地形成を図ります。

また、JR 相生駅から市役所周辺に商業、サービス機能や文化機能を集積し、にぎわいと交流のある中心市街地の形成を図ります。

【海のゾーン】

相生湾の保全に努めるとともに、海洋レクリエーション活動を通じて、青少年の健全育成の場や環境学習・健康づくり・市民のいこいの場としての活用を図ります。

また、水産業の場として活用するとともに、既存企業の共存のもと遊休地の活用を図ります。

都市軸

【南北交流軸】

海・都市・農村の相互交流、播磨科学公園都市との連携軸

【東西交流軸】

商業業務や沿道サービス、交流人口の拡大などの広域連携軸

交流拠点

【自然と歴史を活かした交流拠点】

豊かなみどりを活かした世代間交流施設として、国史跡感状山城跡、羅漢の里やふるさと交流館とネットワークを形成し、一帯を相生の自然・環境教育、歴史学習、郷土を愛する心の醸成の場として活用します。

【都市核・アクセス拠点】

JR 相生駅周辺地区において、播磨科学公園都市の南の玄関口として本市の顔にふさわしい商業、サービス業などの集積や魅力ある景観形成を図り、新しい都市核として整備します。

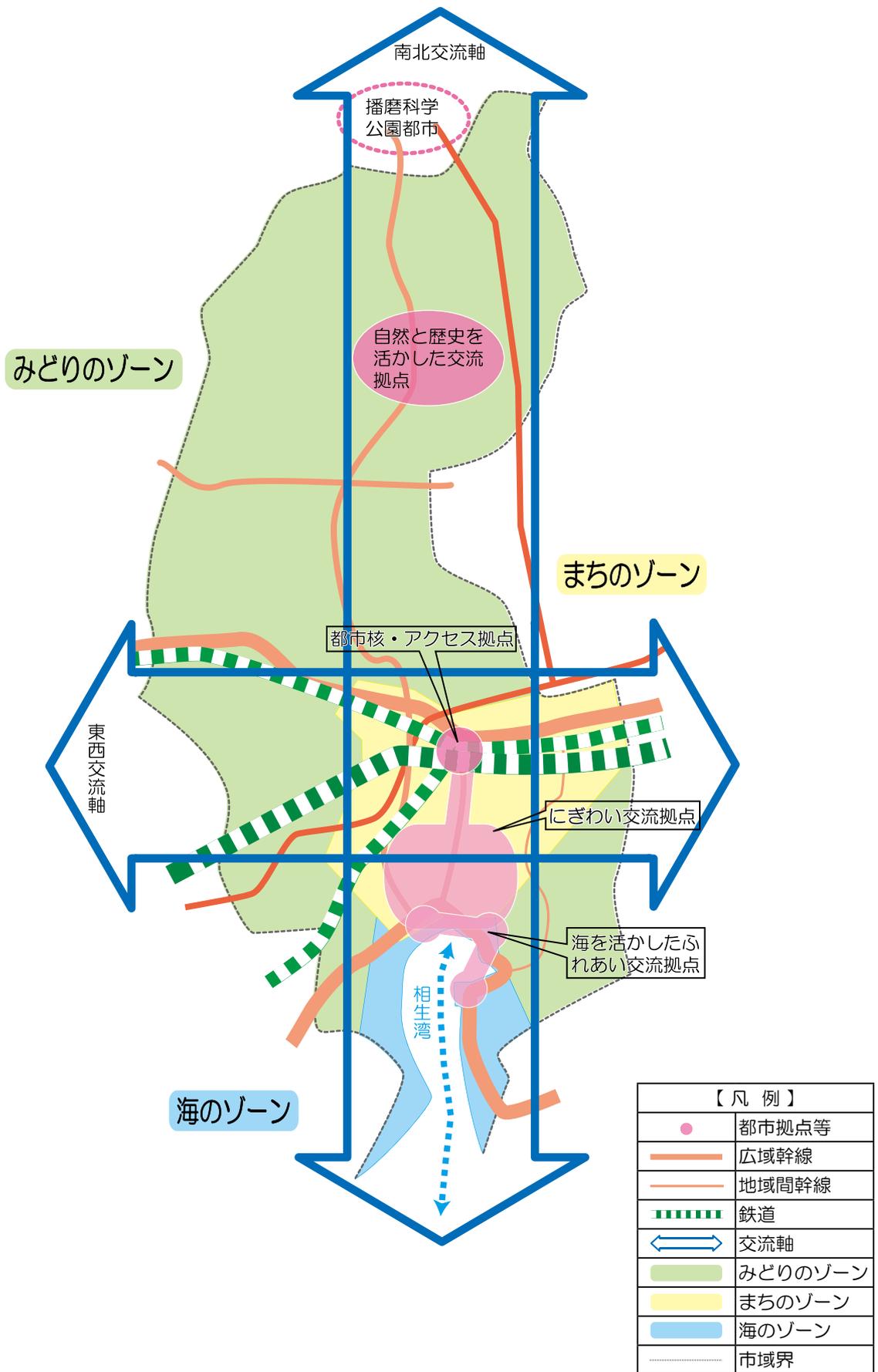
【にぎわい交流拠点】

総合福祉会館・保健センターと連携した健康・福祉・交流の拠点づくりや、買い物の利便性の向上とともに、ふれあいの場として魅力ある商店街の環境づくりに努め、子どもや高齢者、障害のある人も安心して便利に生活でき、多様な市民の交流が生みだされるにぎわい交流拠点を形成します。

【海を活かしたふれあい交流拠点】

道の駅・海の駅あいおい白龍城、ペーロン護岸、相生港埋立地、市立水産物市場、環境交流ハウスにかけて、海洋レクリエーションや海を守るための体験的学習など、地域間、世代間で交流できるふれあい交流拠点を形成します。

【将来構想図】



第2章 施策の大綱（まちづくり目標）

本市の将来像を実現するため、次の5つのまちづくり目標を設定し、計画を総合的、体系的に推進していきます。

第1節 健やかな成長と人間力をのばせるまち

子育て・教育

少子化や核家族化の進展、コミュニティの希薄化、格差社会の拡大などの諸要因によって、本来、家庭や地域が持っていた教育力や子育て力が低下し、子どもたちの学ぶ意欲や規範意識、道徳心の低下などにつながっていることが懸念されます。

社会が複雑化し、大きく変化する時代のなかで生きていくためには、知識や技術を備えるとともに、郷土への愛着心や互いに思いやる気持ちなど心豊かな人づくりが重要です。

このようなことから、海や山の豊かな自然環境のもと、全ての子どもが、虐待や差別を受けることなく、いきいきと生活し健全に成長できる環境を整えます。

また、子どもの学力の充実・向上を図るとともに、命の大切さを実感させる指導の充実に努め、生きる力を培うなど、社会の一員としての基礎を育む教育を進めるため、家庭、地域及び学校・園が一体となった子育て・教育体制の充実を図ります。

市民一人ひとりの各年代に応じ、自主的、自発的な学習・文化・スポーツ活動に応えるための場や仕組みづくりの充実を図り、互いに尊重しあい、生涯にわたって豊かな人生が送れるまちづくりを進めます。

これらにより、市民一人ひとりが学び、育ち、互いに高め合い、地域の未来に希望と夢をつなぐ人づくりを推進するまちを目指します。



第2節 みんなが安心して暮らせる絆のあるまち

健康・福祉

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しており、このことは基本的人権の一つとして憲法が保障するものです。これまでは、様々な事情から支援を必要とする市民の生活を、国や地方自治体による社会保障をはじめとしたセーフティーネットと、地域社会の助け合いにより支えてきました。

しかし、核家族化や体を動かす機会の減少などライフスタイルの変化により、健康や福祉に関するニーズも多様化するとともに、地域におけるコミュニティの変化や市民相互の支え合いの意識の希薄化とあいまって、公的支援を必要とする市民が増加する傾向にあります。

さらに、急速に進展する高齢化と制度を支える労働人口の減少から、国の社会保障制度は揺らいでおり、こうした国家レベル

での課題を受け止めつつ、地域全体でいかに地域の福祉を支えていくかを考えていく必要があります。

このようなことから、保険、医療、福祉に加え、雇用対策、子育て、教育などとの総合的な連携により、予防や自立を重視した取り組みを強化するとともに、市民相互の支え合いを大切にする意識を醸成し、行政や地域住民、ボランティア、NPO、その他すべての関係者がみんなを支え合うシステムの構築により、市民福祉の向上を目指します。

また、国や県の社会保障制度の的確な運用と、地域社会の自助・互助・共助・公助の適切な組み合わせにより地域福祉の向上を図り、地域全体でみんなの健やかな生活を支え合うまちを目指します。



第3節 市民とともにつくる安全なまち

消防・防災・消費生活

異常気象に伴う局地的な豪雨や洪水、地震による災害など市民の生命や財産の損失などが懸念されます。

さらに、情報通信サービスの利用拡大や交通の広域化が進み、利便性が高まる一方で、表示偽装、インターネットなどによる犯罪の質や形態が多様化するなど、これまでにない課題が生じています。

このようなことから、日常生活において誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現のため、災害に強いまちづくりや消防・救

急体制の充実など、行政機関の取り組みはもとより、企業、地域や市民が連携し、一体となって、防災力の向上や防犯体制の整備を行います。

また、安心して豊かな消費生活を営めるように、情報提供や啓発、消費者の保護や安全対策を行い、自立した消費者の育成と被害の防止に努め、安全な地域社会づくりを進めます。

これらにより、安全で安心して暮らせるまちを目指します。



第4節 未来を支える産業の活性化と環境にやさしいまち

産業・環境

経済のグローバル化など社会経済情勢の変化は、地域産業の構造上の特性とも重なり、地域経済に深刻な影響を及ぼしています。これらの産業の縮小傾向は人口減少とあいまって市内消費の縮小を招き、地域経済へ多大な影響を及ぼします。

地域経済が活力を維持し、市民の営みを支えていくためには、産業の活性化や市外からの消費需要の拡大など、地域経済を循環させていくことが必要です。

このようなことから、市内の既存産業の振興はもとより、陸路・鉄路・海路の交通の要衝である利点を活かした新たな産業の誘導を行い、更には特産品の生産や販路拡大、交流人口の増加による産業の振興を図ります。

また、企業などで求められる人材育成や就業支援などを通じて、地元での安定的な雇用促進のための支援を行います。

これらにより、社会経済情勢の変動に対応できる産業の育成と支援を行い、その産業が地域に活力を生み出し、市民の営みを支えていくまちを目指します。

産業技術の発展・向上と大量消費社会は、私たちに物質的豊かさと生活の利便性をもたらしましたが、その一方で、自然環境の破壊などの環境問題について、国際的な意識の高まりのなか、行政、事業者、個人など様々な活動において環境に配慮した取り組みが求められています。

このようなことから、豊かな恵みをもたらしてくれる自然と共生しながら、将来にわたり安心して暮らせる環境づくりのため、ごみの減量化と廃棄物の適正処理、地球温暖化防止対策や自然環境の保全など、環境負荷低減の取り組みを推進し、人と自然が共生する持続可能なまちづくりを進め、次世代に引き継いでいきます。



第5節 自然と共生した快適に定住できるまち

都市整備

戦後、日本は高度経済成長を遂げ、先進国と言われるまでに発展しました。その間の経済成長と人口増加を背景に、需要対応型の都市基盤整備を進めてきました。

しかし、少子高齢化の進展は人口構成を大きく変化させ、我が国は平成17年を境に死亡者数が出生者数を上回る人口減少社会に突入しました。この現象は、本市においても例外ではなく、これを事実として受け止めたうえで、流入人口の増加及び定住化の取り組みを推進していくことが必要です。

このようなことから、ストックマネジメントの考え方を基本とし、生活道路、上下

水道、情報通信基盤など、既存の社会資本を最大限に活用し、計画的に整備・更新することによって、市民生活の利便性を確保し、かつ社会資本の維持整備効率の高い、まちづくりを推進します。

また、播磨科学公園都市の玄関口であることや、陸路・鉄道・海路の交通の要衝である利点を活かした、利便性が高く魅力のあるまちづくりを進めます。

これらにより、都市基盤が整備され、自然と共生した魅力的な空間を形成し、定住性の高いまちを目指します。



第3章 まちづくり目標推進のために

第1節 まちづくり目標推進のために

1 「新たな公」のまちづくり

成熟社会・人口減少社会を迎え地方分権が進展するなか、市民の暮らしに対するニーズはますます多様化・高度化しています。これに対応し、先に示したまちづくりの目標を効果的、効率的に実現していくためには、行政だけでは必ずしも対応しきれない領域が生じています。

地域のニーズが多様化する社会において、行政だけでなく意欲と能力を備えた多様な主体が地域経営の担い手となる、「新たな公」として新たに公共的な役割を担っていくことが求められています。

この「新たな公」による考え方で、地域課題や社会的課題の解決をしていくとともに、参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減などのため、目的を共有して、相互に連携・協力しながら継続して取り組む参画と協働の地域づくりが必要です。

このため、地域を支える自治会などの活性化を図るとともに、NPOやまちづくりグループ、企業の社会的活動など民間主体のネットワーク化による相互連携を促進します。



2 市民・行政の役割

「新たな公」の一員として、行政は、専門的役割や分野はもとより、参画と協働を基礎とした自治を推進するため、説明責任の徹底、積極的な行政情報の公開と提供により透明性の向上を図るとともに、多様な主体の活動や相互連携を支援します。

また、地方分権の進展に伴い、増大する事務に効率的に対応するためにも、周辺市町との密接な連携による、広域的な取り組みで課題を解決していきます。

さらに、経営の視点から地域における資源を最大限活用し、事業の点検と、施策の優先順位付けを行うなど、「選択と集中」により、時代の変化に柔軟かつ機動的に対応できる、効率的で開かれた自治体を目指します。

一方、地域社会においては、少子高齢化やライフスタイルの変化などから、コミュニティが希薄となり、地域力が低下してい

ます。

このため、自治の主体は市民であることを再確認し、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、互いに助け合い、共に責任を担い合って、自治会などの地域のコミュニティ活動に主体的に関わることや積極的にまちづくりや市政に参加することで、市民の力がまちづくりに活かされ、市民自治が更に育まれることを目指します。



3 計画の推進

この計画を推進するために、多様な主体と連携し、市民参加によるまちづくりを促進し、多様化・高度化する行政需要に対して、行政経営の視点で、施策の優先順位を付け、事業の点検と見直しを行い、行政事務の簡素化・効率化を図ります。組織面では、機能的な行政体制、職員の能力開発、意識改革など長期的に継続して行政改革に取り組

み、効果的、効率的な行政運営を行うとともに、課題によっては広域的な取り組みを行います。

また、総合計画を実効性の高いものとするため、施策の達成度を計る指標（めざそう値※）を設定し、計画の進行管理を行います。



※めざそう値とは

達成度を計る指標として、各施策に「めざそう値」を明示しています。

「めざそう値」には参加者数や整備率など事業実施により得られる結果を指標として用いたものと、市民アンケート調査（行政活動に対して市民がどう思っているかなど）の結果を指標としているものがあります。なお、アンケート調査結果は社会情勢に大きく影響される場合があります。

項目の説明は資料編内 P132 を参照ください。

項目	H21(当初)	H26(現状)	H32(めざそう値)

めざす項目

限定時

見直し時